

小平市立学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の入級相談について

設置校

小平第四小学校 学園西町1-34-1 西武多摩湖線一橋学園駅から徒歩約11分
 小平第二中学校 小川東町1-17-1 西武国分寺線小川駅から徒歩約3分



自閉症・情緒障がい特別支援学級とは

自閉症※1や情緒障がい※2の特性により、通常の学級で活動することが難しい児童・生徒を対象とした学級です。児童・生徒はその学級に在籍し、毎日通い学習します。

小集団（1学級8人以内）※3で、特性に応じた支援により、通常の学級と同じ内容の学習や集団適応及び心身の調和的発達の基盤を培う「自立活動※4」を行います。

また、一人一人の児童・生徒の状況に応じて、通常の学級の児童・生徒との交流、共同学習を行います。

※1 自閉症：他人とのコミュニケーションに苦手さ、特定のものごとへの強いこだわり等を特徴とする行動の障がいです。

※2 情緒障がい：周囲の環境から受けるストレスにより状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできず、学校や社会生活に適応できなくなる状態です。本市では、主に「選択性かん黙」に限らせていただきます。

※3 基本的に小集団で学習します。一人の児童に対し常に個別に対応することはできません。

※4 自立活動：学習の一部の時間（週2時間程度）を設定し、児童・生徒の障がい、発達の段階等に応じて必要な学習をします。例えば、体の動かし方や話し方、友達と仲良くする方法、気持ちを落ち着かせる方法などを学びます。

入級の対象とする児童・生徒

次に掲げる(1)～(3)の全て、又は(4)を満たす児童・生徒を対象とする。

(1) 知的障がいがなく、自閉症等又は情緒障がいの診断がある児童・生徒

※学習障がい（LD）又は注意欠陥多動性障がい（ADHD）の診断のみの児童・生徒は対象としない。

(2) 合理的配慮などの支援があっても、日常的に通常の学級への適応が困難な児童・生徒

(3) 通常の学級における教育課程に基づいた各教科等の学習が可能な児童・生徒

(4) その他、小平市教育委員会が入級を必要と認める児童・生徒

※多動等のある児童・生徒のための学級ではなく、落ち着いた環境が必要な自閉症や選択性かん黙のある児童・生徒のための学級です。

通学区域等

【通学区域】 小平市全域

【通学方法】 徒歩、公共交通機関、通学バス

※通学バスは、原則として小学校第3学年までを対象とします。

※小学生の徒歩、公共交通機関での通学は、安全性を考慮し、自力通学に慣れるまでは、原則として保護者等に送迎のご協力をお願いします。

【入級時期】 年度当初 ※年度途中の自閉症・情緒障がい特別支援学級への入級はできません。

入級相談の基本的な流れ

小平市立学校自閉症・情緒障がい特別支援学級への入級相談の基本的な流れは次のとおりです。

1	在籍校における相談 まずは、在籍校に相談してください。通常の学級と特別支援教室等において十分なアセスメントを行い、在籍校の校内委員会においてお子様の学びの場について検討されます。
2	小平市就学相談室に申込み（申込み先は下に記載） 在籍校と保護者の合意形成の上、本学級へ申込みをすることとなりましたら、保護者の方が電話で相談の申込みをしてください。相談の申込には、 医師診察記録 （市HPから所定書式をダウンロードできます）と発達検査の結果が必要となります。あらかじめ主治医等への相談や発達検査を行う準備を進めていただくとスムーズに相談していただけます。 その後、必要書類等の説明及び就学相談員との面談日について日程を決定します。 申込期間：4月～8月末（中学第1学年は9月末まで）
3	就学相談員と面談 当日は、原則お子様と保護者に就学相談室にお越しいただき、就学相談票などの必要資料等をもとに、お子様の特性や保護者の願い等をお伺いします。
4	在籍校で行動観察 在籍校において、就学相談員等が行動観察を行います。
5	就学支援委員会の開催 資料をもとに、お子様の可能性を伸ばし、社会参加や自立に向けて望ましい学びの場の検討を行います。 開催日：2学期以降に予定
6	入級の決定 就学支援委員会の後、速やかに就学相談員が結果を電話でお知らせします。ご希望と異なる結果になった場合は、継続して相談できます。

Q & A

Q 1 学習障がい（LD）又は注意欠陥多動性障がい（ADHD）の診断のある児童・生徒は対象ですか。

平成25年文部科学省通知によると、学習障がい（LD）又は注意欠陥多動性障がい（ADHD）の診断のある児童・生徒は、特別支援教室での指導の対象となります。このことから、主訴が学習障がい（LD）又は注意欠陥多動性障がい（ADHD）による困難さの場合は対象外となります。ただし、重複障がいや自閉症や情緒障がいによる困難さが主訴の場合は、LD又はADHDの診断のある児童・生徒も自閉症・情緒障がい特別支援学級の対象となる場合があります。

Q 2 年度途中での入級はできないのはなぜですか。

自閉症や選択性かん黙の児童・生徒は、新しい環境・人に対して繊細な感覚をもっていますので、年度途中からクラスメイトや環境が変わることは望ましくないと考えます。

Q 3 小学校1年生の4月から入級できますか。

原則として、小学校入学後に通常の学級への適応状況、特別支援教室による学習等を踏まえ、学校と相談のうえ検討してください。発達段階が低年齢である就学前の幼児については、その困難さが自閉症等によるものかどうか、一般的には見極めが難しいと考えられます。

Q 4 事前の見学はできますか。

まずは、在籍校の先生に相談してください。在籍校の管理職が自閉症・情緒障がい特別支援学級のある学校に相談します。

相談・申込み・問合せ先 小平市就学相談室

【電話】 042-346-9593 平日9:00～16:45

【場所】 小平市小川町2-1333 小平市役所6階



ホームページ